

## 令和5年第15回海老名市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年10月6日（金）午前9時30分から
- 2 場 所 海老名市役所 7階 706会議室
- 3 出席委員 委員長 永江次夫  
委員 杉山秀雄 佐藤政夫 中島賢太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 内田局長、草薙係長、大和書記、柳田書記
- 6 会議の案件
  - (1) 議案第79号 在外選挙人名簿から抹消すること
  - (2) 議案第80号 在外選挙人名簿に登録しない者を決定すること
  - (3) 議案第81号 選挙人名簿から抹消すること
  - (4) 議案第82号 選挙人名簿抄本閲覧者を公表すること
  - (5) 議案第83号 投票所を定めること
  - (6) 議案第84号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること
  - (7) 議案第85号 投票立会人を選任すること
  - (8) 議案第86号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること
- 7 会議の記録

### 【議事日程について】

委員長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が有効に成立している旨を告げる。

（午前9時28分 開会）

委員長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。

（事務局、日程を説明）

委員長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとおり会議を進める旨を告げる。

委員 長 議案第79号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

**【議案第79号 在外選挙人名簿から抹消すること】**

事務局 今回抹消する者の数については、男1人である。

また、抹消する者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

前回の時点での在外選挙人名簿登録者数は、男55人、女77人、合計132人であった。

今回の男1人の抹消により、議決後の在外選挙人名簿の登録者数は、男54人、女77人、合計131人となる。

委員 長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員 長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員 長 次に、議案第80号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

**【議案第80号 在外選挙人名簿に登録しない者を決定すること】**

事務局 本件は、在外公館から在外選挙人名簿登録申請書が送付された事案について、申請者が既に海老名市の在外選挙人名簿に登録がなされていること、及び、当該申請が住所変更であることから、在外選挙人名簿への登録の移転をしないものである。

登録の移転をしない者の数は、男1人である。

また、登録の移転をしない者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

委員 長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第81号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第81号 選挙人名簿から抹消すること】

事務局 抹消する者の数であるが、公職選挙法第28条第1号該当者は、死亡した者等で、107人である。その内訳は男59人、女48人である。

第2号該当者は、市内に住所を有しなくなってから4か月を経過した者で、396人である。その内訳は男213人、女183人である。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第82号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第82号 選挙人名簿抄本閲覧者を公表すること】

事務局 公職選挙法第28条の4第7項の規定により、選挙人名簿抄本の閲覧の状況について公表するものである。

閲覧申出は7件で、内訳については第28条の2第1項の政治活動に係る公職の候補者等又は政党その他の政治団体の閲覧が6件で、第28条の3第1項の政治又は選挙に関する統計調査、世論調査等の閲覧が1件であった。申出者の氏名等については、議案書に記載のとおりである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第83号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

**【議案第83号 投票所を定めること】**

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及び海老名市長選挙の投票所を定めたいものである。

当日の投票所は、24か所で、投票所建物の名称、所在地については、議案書に記載のとおりである。

なお、本年4月執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙時から投票所の変更はない。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第84号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

**【議案第84号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること】**

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及び海老名市長選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、公職選挙法第37条第2項の規定により、別紙のとおり選任したいものである。

なお、投票管理者及び同職務代理者は、すべて市職員である。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第85号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

**【議案第85号 投票立会人を選任すること】**

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及び海老名市長選挙における投票立会人について、公職選挙法第38条第1項の規定により、別紙のとおり選任したいものである。

なお、投票立会人については、明るい選挙推進協議会の委員、応募制投票立会人、地域の方々等をお願いしている。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第86号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

**【議案第86号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること】**

事務局 ポスター掲示場を設置する場所を定めたものである。設置箇所は180か所で、設置場所については、別紙のとおりである。本年4月執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙時から大きく設置場所を変更した箇所は1か所である。

議決後、掲示場を設置した際には、直ちに告示する。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

議案審議を終了とする。事務局から議案以外で何かあるか。

**【協議事項】**

・令和5年第13回及び第14回までの選挙管理委員会の会議録の確認について  
→ 内容について修正なく、ホームページに公開することとした。

・事務従事者説明会の出席委員について

→ 次のとおり委員が出席することとした。

- |                |        |                 |
|----------------|--------|-----------------|
| ・期日前投票事務従事者説明会 | 10月25日 | 中島委員、杉山委員（2回開催） |
|                | 10月26日 | 佐藤委員            |
| ・当日投票事務従事者説明会  | 10月30日 | 杉山委員            |
|                | 10月31日 | 中島委員            |
| ・開票事務従事者説明会    | 11月7日  | 永江委員長           |
|                | 11月8日  | 中島委員            |
|                | 11月9日  | 杉山委員            |

#### 【報告事項】

・海老名市議会議員選挙及び海老名市長選挙立候補予定者事前説明会の状況報告について

→ 令和5年9月23日に開催した立候補予定者事前説明会の出席者を報告した。

・立候補者に対する公開アンケート調査及びこども選挙の実施について

→ 海老名市内の市民団体（それぞれ別の団体）が、立候補者に対する公開アンケート調査とこども選挙を実施する予定である旨を報告した。市民団体独自の活動であり、記載台等の物品貸出以外で市選管としての関与はないことを確認した。